

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第５条第１項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第８条第２項に基づき、この公告の日から４箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成２８年９月１６日

京都市長 門 川 大 作

１ 届出者の氏名及び住所

株式会社近商ストア

代表取締役 中井 潔

大阪府松原市上田三丁目８番２８号

２ 届出の概要

（１）大規模小売店舗の名称及び所在地

近商ストア向島店

京都市伏見区向島四ツ谷池１４番地１０号 他

（２）変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前９時３０分 閉店時刻 午後８時	開店時刻 午前８時 閉店時刻 午後９時４５分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前９時から午後８時３０分まで	午前７時３０分から午後１０時まで

(3) 変更年月日

平成28年9月28日

3 届出年月日

平成28年8月31日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成28年9月16日(金)から平成29年1月16日(月)まで(京都市の休日
を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成29年1月16日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)